

# 埼整三二情報

令和元年 10 月 29 日  
公益社団法人  
埼玉県柔道整復師会  
(総務部)

会長：会員皆様には会務運営に対し格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。この上半期滞りなく円滑な運営ができましたことは、会員のご協力あってのことと思います。10 月からは下半期に入り、市民公開講座・学術研修会等が実施されますので一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。また、この度の台風19号による甚大な災害が当県においても報道機関等で報じられましたが、会員の被害状況は施術所の床上浸水の被害報告が数件あり、人災による被害はありませんでした。しかしながら患者様が被害に遭われていると思われまますので一刻も早い復興、復旧を祈りたいと思います。

## 総務部 理事会「会議メモ」

令和元年 8 月 18 日 (日) 第 3 回理事会

第 1 号議案 令和 2 年度定時総会承認の件について

日程 令和 2 年 5 月 17 日 (日) 午前 10 時から 本会 3 階大会議室にて開催することで可決承認

第 2 号議案 学術講演・研修会承認の件について

学術部長から日程 11 月 10 日 (日) に開催する旨説明 可決承認

第 3 号議案 市民公開講座「健康フェスタ」承認の件について

事業部長から日程 11 月 3 日 (日・祝) に本会にて開催する旨説明。可決承認

第 4 号議案 支部役員選任の承認の件について

専務理事から東部支部会計 1 名追加された旨説明。可決承認

令和元年 9 月 20 日 (金) 第 4 回理事会

第 1 号議案 東京都・関東ブロック会連絡会議の承認の件について

専務理事から日程 12 月 14 日 (土) 午後 3 時から日整会館にて開催される。当日出席する役員については提案事項に係る役員会長・副会長・専務・吉田・荻野常務理事 6 名となる旨に説明。可決承認

第 2 号議案 栃木県柔道整復師会との連絡研修会の承認の件について

専務理事から日程 10 月 12 日 (土) 午後 3 時から栃木県柔整会館にて開催。出席者については役員となります。なお、当日協議は療養費取扱いの問題等が中心となります。可決承認

**財務部 (報告)** 会計の種類は企業会計と公益法人会計とあります。機能としてはほぼ同じですが、企業会計は営利活動を目的としているため、損した、儲かったとしての計算書を表しますが、公益法人会計は非営利目的のため損益でなく、正味財産が増えた、減ったという表現となります。貸借対照とは財産を明らかにするため、資産、負債、正味財産を一覧にしたものとなっております。9 月末 (上半期 0%) は、流動資産合計 36,200,994 円から負債合計の 447,224 円で 35,753,770 円となり次月に繰り越されます。上半期正味財産増減の予算対比は計上収益 63.25%、定率会費について 175 万円の減収となっております。また、経常費用 41.74% の上半期決算となりました。

## 総務部:

◆支給申請書の電子化に伴い、協定に則った請求実施となります。県内国保・県内高齢者の取り扱いについては国保連に提出しておりますが、令和 2 年 4 月分 (3 月施術分) 提出から社保等と一括にて本会へ提出していただくことで調整しております。詳細については改めて連絡させていただきます。

★海外産業人材育成協会 (旧海外技術者研修協会) との外国人研修生に係る施術に関する覚書を日整が締結しました。

## 覚書の内容に係る疑義解釈問答

問 1 海外産業人材育成協会の研修生が国民健康保険加入者の場合どのように請求すれば良いか。

答(1) 保険者 (市町村) 負担分は、通常どおり、柔道整復施術療養費支給申請書 (様式第 5 号) を作成し、所属する柔道整復師会を通して市町村に請求されたい。

(2) なお、患者の一部負担金は、本人から窓口で徴収することなく、一部負担金の 10 円未満を四捨五入したいわゆる窓口負担分 (金) について、研修生個人診療費支給申請書を作成のうえ、市町村に請求し

た柔道整復療養費支給申請書の写しを施術明細書として添付し、直接、海外産業人材育成協会に請求されたい。

問 2 海外産業人材育成協会の研修生が国民健康保険等の公的医療保険の未加入者である場合は、どのように請求すれば良いか。

答(1) 設問の場合、施術費用について柔道整復施術療養費として算定した額の全額 (10 割) を直接、海外産業人材育成協会に請求されたい。

(2) 研修生個人別診療費請求書を作成のうえ、柔道整復施術療養費支給申請書を、市町村等の保険者に提出する場合と同様に作成し、施術明細書として添付されたい。

(3) なお、柔道整復施術療養費支給申請書の「一部負担金」欄は、「0」(ゼロ) を記入し、「請求金額」欄は、算定した額の全額 (10 割) を記入されたい。



## 第 36 回 埼整学術講演会 市民公開講座

開催日 令和元年 11 月 10 日 (日)

開催時間 10 時 30 分から 12 時

『筋肉は鍛えるだけでは育たない』

— 知っておきたい「筋育栄養学」—

講師 竹並 恵里 講師プロフィール

東洋大学非常勤講師・管理栄養士・健康運動指導士

栄養学研究から「筋育」という考え方を提唱

トレーニングだけで筋肉を強化することはできません。また、最近巷ではやっている糖質カットとも一線を画しプロ、アマ問わずアスリートから絶大な支持があります。その他、高齢者のサルコペニア、フレイルといった問題にも積極的に取り組まれ各方面からとても人気のある先生です。

※ 9 時 15 分から会員による研究発表があります。

## 保険部

(1) 申請書の作成 Q & A

Q1) 患者が未就学児童等であって、支給申請書の受取代理人欄の被保険者氏名を自筆で記入できない場合、当該患者の扶養する付添いの被保険者が、自ら署名したときは押印が必要か？

A1) 必要である。

Q2) 引越しにより保険証の住所が月の途中で変更になった場合の請求方法は？

A2) ①保険証の記号番号が変わることになる住所変更の場合は、旧記号番号と新記号番号の申請書それぞれ作成する。その場合、新記号番号の申請書には、変更内容を記載する。②区市町村国保は、住所が変わった時点で保険証の記号番号が変更になる場合があるが、記号番号が変わらない住所変更の場合、申請書の作成は 1 枚でよい。その場合、住所は最終治療をした時の住所を記載する。

Q3) 住民票は A 県だが B 県に住んでいるような場合、施術録や申請書はどちらの住所とするか？

A3) 保険証の住所とする。

Q4) 無傷の場合の申請書への記載と算定方法は？

A4) 負傷名欄には「無傷」と記載、初検年月日欄に初検日を記載、実日数欄に 1 を記載、転帰欄は記載不要、施術日欄の該当日を ○ で囲む。初検料のみ算定可。

Q5) 負傷日と初検日が空いた場合に申請書に理由の記載が必要か？

A5) 規定されたものはない。負傷の種類や程度により、施術者の常識的な判断が求められる。なお、患者の特殊事情や他院での治療や手当等があれば摘要欄に記載する。

## ※行事予定

・ 11/3 (日・祝) 午前 10 時から本会会館 健康フェスタ開催

・ 11/10 (日) 午前 9 時から本会会館 学術研修会・講演会開催

・ 11 月 23 日 (土)・24 日 (日) 日接医学会 (東京有明医療大学)

慎みてお悔やみ申し上げます

谷本 睦会員 (川越支部) H31. 4. 30

菅原 稔会員 (川口支部) R1. 9. 16

郷 秀樹会員 (川越支部) R1. 10. 12